

第 4 8 号議案

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 3 6 条」を「これらの規定を同法第 3 6 条第 8 項」に、「及び第 3 6 条」を「及び第 3 6 条第 8 項」に、「第 3 5 条の 7 第 1 項」を「第 3 5 条の 1 0 第 1 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「3 3 3 円を」を「1 人につき 2 1 7 円を」に改め、「2 6 7 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 3 3 3 円）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については、3 0 0 円）」を「3 3 3 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償の補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額及び加算対象の区分を改正すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。